

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 26 日現在

機関番号：37111

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370884

研究課題名(和文) 第三帝国における「衣料ユダヤ人」宣伝と経済の脱ユダヤ化

研究課題名(英文) "Textile-Juden" Propaganda and the Entjudung of the Economy in the Third Reich

研究代表者

山本 達夫 (Yamamoto, Tatsuo)

福岡大学・人文学部・非常勤講師

研究者番号：50341251

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：経済の脱ユダヤ化は、1937年後半以降、国策として遂行された。四力年計画によって産業部門間に不均衡(労働力不足と余剰労働)が生じたからである。国家指導部は、経営の閉鎖と労働力配置によって問題の解決をはかった。経済の脱ユダヤ化は、経営の閉鎖と余剰労働力をもたらさずだったが、他方、経営の存続を意味するアーリア化の前提でもあった。

繊維・衣料産業部門は、経済の脱ユダヤ化の交点であった。ユダヤ経営が多い同産業部門には、短縮労働者も多かった。国家指導部は否定的な「衣料ユダヤ人」像を宣伝し、経営の閉鎖と労働力の解放を試みた。だが「全衣料部門がユダヤ人の手にあった」という宣伝は虚偽に近い誇張であった。

研究成果の概要(英文)：The 'Entjudung of economy' was accomplished as a national policy after late 1937. This is because the Four Years Plan brought disproportion between industrial sections (work force lack and surplus labor). The Nazi-government planned the solution to problem by closedown and work force placement of the management. The 'Entjudung of economy' should have brought closedown and surplus labor of the management, but, on the other hand, was a premise of the Aryanization which meant the continuation of the management.

The textile-clothes industry section was a point of intersection of the 'Entjudung of economy'. There were many contracted workers in the industry section with much Jewish management, too. The Nazi-government advertised a negative "clothes Jew" image and tried closedown of the management and liberation of the work force. But the advertising "that the Jewish hand had all clothes sections" was the exaggeration that falsehood was near.

研究分野：ドイツ現代史

キーワード：ナチス ユダヤ人政策 経済の脱ユダヤ化 アーリア化 衣料産業

## 1. 研究開始当初の背景

ナチ・ドイツにおける経済の脱ユダヤ化は、ドイツ・ユダヤ人の運命とともに、ドイツの経済社会に多大な影響を及ぼした事象であったにもかかわらず、これまでナチズム研究の枠内ではさほど論じられてこなかった。だが、社会史・日常史研究の進展にともなって「普通の状況」に焦点が当てられるようになると、経済の脱ユダヤ化に注目されるようになった。平時に、衆人環視の中で「合法的に」遂行された経済の脱ユダヤ化は、ナチ・ドイツのユダヤ人政策における特異かつ重要な局面として、綿密な分析が求められているのである。

## 2. 研究の目的

上記の研究状況を踏まえて、本研究の代表者は、平成 16-17 年度科学研究費補助金（基盤研究(C)）(2)：課題番号 16520457)『第三帝国における経済の脱ユダヤ化（アーリア化）政策の研究』において、第三帝国における経済の脱ユダヤ化の成立過程を考察した。本研究の研究目的は、この研究で明らかにし得なかったことの解明である。第1に、脱ユダヤ化に一定の役割を果たした国家経済性管理機構 RKW が、ライヒ経済省や営業経済組織とどのような関係にあったのかを解明すること。第2に、「衣料ユダヤ人」像の形成過程と実態を明らかにすることである。近代ドイツ経済において、ユダヤ人が繊維衣料産業の分野で果たした役割ならびにユダヤ経営の実態を、同時代文献・資料で確認する。第3の課題は、経済の脱ユダヤ化の方向性が定まる際のオーストリアの役割を検討することである。すなわち、1938年3月のオーストリア合邦後のオーストリアにおけるユダヤ人政策と、ドイツ本国のユダヤ人政策との相関関係の分析である。

## 3. 研究の方法

ウィーン国立文書館、ベルリン連邦文書館リヒターフェルデ、ベルリン国立図書館、ヴェストファーレン州立文書館（ミュンスター）などにおいて、関連史料・文献を収集し、上記の諸点を分析する。とくに3番目のオーストリアとドイツの関係については、研究者ザフリアン（H. Safrian, *Kein Recht auf Eigentum. Zur Genese antijüdischer Gesetze im Frühjahr 1938 im Spannungsfeld von Peripherie und Zentrum*）のテーゼの検証をする。ザフリアンは、オーストリアで展開されたユダヤ人迫害の歩みが、ドイツ本国の反ユダヤ政策に影響を与えたとし、ナチ・ドイツのユダヤ人政策の転換点は、ベルリンではなくウィーンにあったと考える。経済の脱ユダヤ化政策におけるこうしたテーゼの検証は、第三帝国のユダヤ人政策の実証的な分析に資するであろう。

南ヴェストファーレン大管区の党レベルの支配機構の実態を伝えるミュンスター文書館所蔵の文書には、管区経済顧問（KWB）の月報類が含まれている。管区経済顧問は一般地域住民と接触し、その動向を監視していた。彼らの報告書にある「ユダヤ経営」「ユダヤ人問題」「アーリア化」「脱ユダヤ化」などに関する項目を系統的に分析するなら、「ユダヤ経営」をめぐる国家、党、民間の利益団体の政策・動向ならびに一般地域住民の対応が、第三帝国の「人種政策」としての「経済の脱ユダヤ化」とどのように接し、それにどのような影響を与えたのかを解明できるであろう。

## 4. 研究成果

第1点について。ウィーン国立文書館とドイツ連邦文書館（リヒターフェルデ）において RKW（国家経済性管理機構）の史料を収集・分析した。

RKW が設立された背景には、第一次大

戦後のドイツの国情がある。ヴェルサイユ条約による海外植民地と領土の一部の割譲、海外資産没収と巨額の賠償金などにより、ドイツの生産は大きく落ち込んだ。世界の工業生産に占めるドイツのシェアは、1913年の16%に対して1923年は8%であり、1929年は12%にとどまっていた。<sup>1</sup>

こうした中、経済の再建が国家的な課題とされ、経済的合理化が国民運動となった。1924年から1929年にかけて、ドイツ全土で約600の民間の合理化連盟が設立された。<sup>2</sup>RKWもそのひとつである。1935年にザール地方がドイツに再帰属したとき、RKWに与えられた課題は、合理化によって同地域の経済水準を本国並みにすることであった。<sup>3</sup>

1938年3月のオーストリアが併合時にRKWに与えられた課題も、オーストリアにおける「最高効率の労働体系」の構築であった。<sup>4</sup>ただしその際、RKWが採用した手段は、ユダヤ経営の計画的・組織的なアーリア化と清算（閉鎖）であった。RKWは個々の産業部門を体系的に調査して「供給過剰」部門を洗い出し、脱ユダヤ化とアーリア化によって地域の産業構造を「合理化」しようとした。設立当初、ユダヤ人政策とは無縁であったRKWは、社会経済政策の遂行過程でナチ・ドイツの反ユダヤ主義を利用し、経済の脱ユダヤ化を推進していったのである。

アーリア化の統制のための組織が「アーリア化本部」と呼ばれた財産流通局（ラーフェルスベルガー局長）であった。<sup>5</sup>財産流通局は、アーリア化の認可制を導入することによって、群生していたコミサールの排除もおこなった。<sup>6</sup>RKWによる計画的な経済の脱ユダヤ化政策により、ユダヤ独立経営の数は大幅に減じた。特徴的なのは、ユダヤ営業経営がアーリア化された割合がきわめて小さく、清算（閉鎖）が大半を占めてい

たことである。

RKWは純然たるテクノクラート集団であり、ナチの人種主義とは無関係に戦争経済の能率向上を追求していた。RKWにとってユダヤ営業経営の排除が問題となったのはもっぱら、RKWの都市計画においてそれが優先されており、かつドイツ人の経営よりも排除するのが容易であったために過ぎない。アリーとハイムが指摘するように、オーストリアにおいては、人種イデオロギーと透徹した新秩序、および経済政策の融合が見られたのである。<sup>7</sup>

第2番目の繊維・衣料経済部門におけるユダヤ人の優位性は、ナチ党管区経済顧問（KWB）が上司の大管区経済顧問（GWB）に提出した報告書によって確認できる。たとえばボーフムのKWBは、GWBあて報告（1937年12月）で、多額の商品をユダヤ企業から購入した百貨店について、「購入先を純粹にアーリア企業に限定するなら客の選択肢はなくなるだろう」と記している。また「アーリア企業のみを考慮することは、商品の供給が不十分になるので不可能である」とも述べていた。<sup>8</sup>〔表1〕はドイツの主要都市における衣料卸売業とユダヤ企業を、〔表2〕は1930年のベルリンの既製服製造におけるユダヤ人と非ユダヤ人の割合を示したものである。

〔表1〕ドイツの主要都市における衣料卸売業とユダヤ企業<sup>9</sup>

都市	衣料卸売業総計	ユダヤ企業	割合 (%)
ベルリン	1,649	1,015	61.5
ハンブルク	679	237	34.9
ライプツヒ	432	156	36.1
フランクフルト	364	253	69.5
ケルン	345	174	50.4
ミュンヘン	224	96	42.8

〔表2〕ベルリンの既製服製造におけるユダヤ人と  
非ユダヤ人の割合（1930年）<sup>10</sup>

<b>紳士・子ども既製服製造</b>	
工場総計	264
うちユダヤ企業	160 = 60.6%
うち非ユダヤ企業	104 = 39.4%
卸売業総計	28
うちユダヤ企業	17 = 60.7 %
うち非ユダヤ企業	11 = 39.3 %
<b>婦人・少女既製服製造</b>	
工場総計	1312
うちユダヤ企業	563 = 42.9%
うち非ユダヤ企業	749 = 57.1%
卸売業総計	79
うちユダヤ企業	54 = 68.3 %
うち非ユダヤ企業	25 = 31.7 %
婦人既製服製造・卸売業	200
うちユダヤ企業	143 = 71.5%
うち非ユダヤ企業	57 = 28.5%

ただし、衣料産業部門におけるユダヤ人の「支配的な影響力」というナチの「衣料ユダヤ」宣伝は、同時代文献にあげられた当時のユダヤ経営数をみるかぎり、虚偽に近い誇張であることが判明した。

第3番目の課題であるザフリアンンのテーゼについてのべる。

ザフリアンンのテーゼは、つぎの3点に要約できる。ドイツにおける「自由意志によるアーリア化」から「強制アーリア化」への移行は、オーストリアにおける実践によって促進された。オーストリアでおこなわれた迫害の歩みが、ドイツ本国の反ユダヤ政策に影響を与えた。第三帝国のユダヤ人政策における転換点は、ベルリンからではなくオーストリアという周辺から展開した。<sup>11</sup>

ザフリアンは、アーリア化が変質した原

因をオーストリアの合邦後の相乗効果に求めている。しかし、ドイツ本国におけるユダヤ人政策と比較した場合、オーストリアの政策には、とくに目新しいものとはない。というのも、ドイツ本国においても、合理的・効率的な経済体制建設のための方策として経済の脱ユダヤ化が計画的、組織的に推進されていたからである。たとえば、経済集団小売業の年間報告『経済集団小売業 課題と成果 1937年7月-1938年8月』には、小売業における供給過剰の浄化のために経済の脱ユダヤ化を積極的に活用することが提案されていたが、<sup>12</sup>他方で「ユダヤ営業経営が一般経済と密接に絡み合い、経済的、社会的にさまざまな結果を生むため、経営を清算またはアーリア化すべきかという決定は、非常に責任重大である」<sup>13</sup>として、慎重な対処を要求していた。つまり「自由意志によるアーリア化」と「強制アーリア化」は、ドイツ本国ですでに問題視され、議論されていたのである。

ザフリアンはまた「営利企業の処分権の制限に関する法律がアーリア化の促進と制限の両方に使われた」として、オーストリア行政府が経済の脱ユダヤ化を管理していたと指摘している。しかし、ドイツ本国においても、1937年末、とくに38年初頭からの一連のライヒ経済大臣回覧通達によって、経済の脱ユダヤ化が、アーリア化と清算という方策で管理されていた。<sup>14</sup>オーストリアで独自におこなわれたユダヤ人迫害が、ドイツの反ユダヤ政策に影響をあたえたというよりも、むしろオーストリアの実践はドイツ本国の政策からつよい影響を受けたとみるべきである。

第三帝国のユダヤ人政策における転換点がベルリンからではなくオーストリアから始まったという、の指摘は、アイヒマンのユダヤ人国外移送中央本部については妥当する。しかし、ユダヤ人の財産を一元的

に管理するという発想は、アイヒマンがウィーンで初めて思いついたものではない。ドイツ本国では 1937 年末ごろからユダヤ人財産の処分方法（清算、アーリア化）について試行錯誤がおこなわれていたことが史料的に実証できる。<sup>15</sup>アイヒマンの着想の新機軸は、ユダヤ人の国外移住のために浮いた外国為替を最優先で充当させようとした点に求めるべきである。

引用文献 脚注参照

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕2 件

Die "Juniaktion" und der Pogrom von 1938. Arisierung und Liquidierung der "jüdischen Gewerbebetriebe" im Nationalsozialismus『東亜大学紀要』第 21 号(2015 年 9 月) p. 1-12.

第三帝国における「経済の脱ユダヤ化」関連重要法令( )〔完〕東亜大学紀要』第 22 号(2016 年 2 月) p. 33-59.

〔口頭発表〕2 件

第三帝国における経済の脱ユダヤ化政策の成立(2014 年 12 月:九州史学)

ナチス・ドイツにおける経済の脱ユダヤ化政策の成立(2015 年 9 月:七隈史学会)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 達夫 (YAMAMOTO, Tatsuo)

福岡大学・人文学部・非常勤講師

研究者番号: 50341251

- 
- <sup>1</sup> 前川恭一、山崎敏夫 『ドイツ合理化運動の研究』  
(森山書店、1995年) 13-15頁。
- <sup>2</sup> 前川恭一、山崎敏夫、前掲書、23頁
- <sup>3</sup> Susanne Heim, Götz Aly, *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin, 1983) p. 19.
- <sup>4</sup> *Ibid.*, p. 25.
- <sup>5</sup> *Deutschlandberichte der SOPADE 1938/7*, A-60
- <sup>6</sup> Helmut Genschel, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich* (Göttingen, 1966), p. 163.
- <sup>7</sup> Susanne Heim, Götz Aly, *op. cit.*, p. 30.
- <sup>8</sup> Schreiben von Kreiswirtschaftsberater an Gauwirtschaftsberater vom 8. Deyember 1937. in: Staatsarchiv Münster, Gauleitung Westfalen-Süd, Gauwirtschaftsberater 424.
- <sup>9</sup> Westphal, Uwe, *Berliner Konfektion und Mode 1836-1939. Die Zerstörung einer Tradition* (Berlin, 1992, 2. Afl.), p. 91.
- <sup>10</sup> *Ibid.*, p. 94.
- <sup>11</sup> Safrian, Hans, Kein Recht auf Eigentum. Zur Genese antijüdischer Gesetze im Frühjahr 1938 im Spannungsfeld von Peripherie und Zentrum. in: Stengel, Katharina (ed.), *Vor der Vernichtung. Die staatliche Enteignung der Juden im Nationalsozialismus* (Frankfurt/M., 2007), pp. 257-258.
- <sup>12</sup> *Wirtschaftsgruppe Einzelhandel. Übersicht über Aufgaben und Arbeiten. Juli 1937 bis August 1938*, Berlin, 1938, p. 79.
- <sup>13</sup> *Ibid.*
- <sup>14</sup> Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen, Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente arisierter Unternehmen. in: Bundesarchiv (BA). R81/76.
- <sup>15</sup> Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister II R 710/38. An die Reichsbeauftragte der Überwachungsstellen VII-XXVII - persönlich - Betrifft: Kontingente arisierter Unternehmen. vom 8. 1. 1938 in: BA. R 3101-8934, 102-103.